

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日が土曜日のときは、
その翌日

目次

- 告示 字の区域の変更等
- 自衛官の募集
- 保険医の登録
- 国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの
- 結核予防法による医療機関の指定
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 土地改良法による換地処分
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地収用法による土地の立入り
- 道路の区域の変更
- 道路の供用の開始

告 示

鳥取県告示第五百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大山町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による国信地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十二年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十一年四月二十日現在の地番による。）
国信字宮ノ本	<p>国信字宮ノ本のうち二〇の一、二〇の二、二二の一及び二二並びに一九、二〇の一、二〇の二、二二の一、二二から二四まで、二六の三及び二七の五と一体をなす国有地の一部以外の区域、国信字杉ノ前三一、三二、三三の一、三三の二、三四、三五の一部、三七の一部、三八の一部、三九、四〇の一部、四一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇と一体をなす国有地の一部、国信字御領田五二の一部、五三の一の一部、五三の二の一部、五三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに国信字上佃八二の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
国信字御領田	<p>国信字杉ノ前三五の一部、三六、三七の一部、三八の一部、四〇の一部、四一の一部、四二から四四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、国信字御領田のうち四五の</p>

	<p>一部、四六の一部、四七、四八の一部、四九の一部、五一の一部、五三の一部、五三の二の一部、五三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四五と一体をなす国有地の一部以外の区域、國信字串作五六、五七の一部、六五の一部、六六の一部、六六の三、六七の一部、六八の一、六九、七〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに五七及び六七と一体をなす国有地の一部、國信字上佃八二の一部、八二の二及びこれらと一体をなす国有地、國信字堂庭二八一と一体をなす国有地の一部並びに國信字辻堂三〇一の二の一部、三〇三の一部及び三〇四の一部</p>
<p>國信字串作</p>	<p>國信字串作六四の二、六五の二、六五の三、六六の二、六八の二、七〇の二、七一の二、七三の二、七四、七五の二、七六の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>國信字上佃</p>	<p>國信字串作七一の一、七一の三、七二、七三の一部、七六の一部、七六の二の一部、七六の三、七六の五の一部、七七の一の一部、七七の二及び七七の三、國信字上佃のうち八二の一、八二の二、八四の一部、八五、八六、八七の一部、九三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八二の一、八二の二、八三及び九三の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域、國信字下佃九四の一の一部、九五の一部、九六の一部、九九の一の一部及び一〇〇の一の一部、國信字繩手一一四六の一部、一一四八の一部、一</p>
<p>國信字泉川</p>	<p>一四九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに國信字尾原一一五五の一部及び一一五五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>國信字池田</p>	<p>國信字上佃九三の一部、國信字下佃九五の一部、九六の一部、九七、九八の一、九八の二、九九の一の一部、九九の二、一〇一の二の一部、一〇一の三の一部、一〇二から一〇四まで、一〇五の一、一〇五の二、一〇五の三、一〇五の四及びこれらと一体をなす国有地の一部、國信字泉川のうち一一三の一部、一一五の二の一部、一一八の一部及び一一九の一部以外の区域、國信字池田一二八の一部、一二八の二、一二八の三の一部、一二九の一部及びこれらと一体をなす国有地、國信字上小原一三六の一部、一三六の二、一三七の一部、一三七の二、一三八の一部、一三八の二、一三九の一部及びこれらと一体をなす国有地、國信字繩手一一四八の一部、一一四九の一部及び一一五〇の二の一部並びに一一四九及び一一五〇の二と一体をなす国有地の一部、國信字尾原のうち一一五二、一一五三の一部、一一五三の二の一部、一一六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一五三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに國信字塩吹一一六三、一一六四、一一六五、一一六六の一部、一一六七の一部、一一六八の一部、一一六九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>國信字泉川</p>	<p>國信字泉川一一三の一部、一一五の二の一部、一一</p>

<p>八の一部及び一九九の一部、國信字池田のうち二二八の二の一部、二二八の二、二二八の三の一部、二二九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、國信字上小原一三三から一三五まで、一三六の二の一部、一三七の一部、一三八の二の一部、一三九の一部、一四〇、一四一、一四二の二の一部、一四三の二の一部、一四四の一部及びこれらと一体をなす国有地、國信字下小原一八一の一部、一八二、一八三の一部、一九〇の一部、一九一の一部及び一九三の一部並びに一八八から一八三まで、一九〇、一九一及び一九三と一体をなす国有地の一部並びに國信字中坪一七九の一部、一八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>國信字上小原 國信字串作七三の二の一部、七五の一、七五の三、七六の二の一部、七六の二の一部、七六の五の一部、七六の六及び七七の二の一部、國信字上佃九三の一部及び九三と一体をなす国有地の一部、國信字下佃九四の二の一部、九四の二、九九の二の一部、一〇〇の二の一部、一〇〇の二、一〇一の二の一部、一〇一の二、一〇一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇一の三と一体をなす国有地の一部、國信字上小原一三八の二の一部、一三九の一部、一四七の二の一部、一四八、一四九、一五〇の二の一部、一五〇の二、一五一の一部、一五二の二、一五二の二、一五三の二、一五三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一四七及び一五〇の二と一体をなす国有地の一部並びに國信字近網一五四の二、一五四の三、一六〇の二及び</p>
<p>國信字近網 び一六〇の五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>國信字上小原一三九の一部、一四二の二の一部、一四二の二、一四三の二の一部、一四三の二、一四四の二の一部、一四五、一四六、一四七の一部、一五〇の二の一部、一五一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、國信字近網のうち一五五の二、一五五の四、一五六の二、一五七、一五八、一五九の二、一五九の三、一六四の二、一六四の三、一六五の二、一六五の二、一六五の三、一六六、一六七の二、一六七の三、一六八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一五四の二、一五四の三、一六〇の二及び一六〇の五と一体をなす国有地の一部以外の区域、國信字中坪一七五、一七六から一七九までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七六及び一七八と一体をなす国有地の一部、國信字白川二二〇の二の一部、二二一の二の一部及び二二一の二の一部並びに二二一の二及び二二一の二と一体をなす国有地の一部並びに國信字山崎二二七の二、二二八の二、二二九の二、二二九の二及び二二〇の二</p>
<p>國信字下小原 國信字中坪一七六から一八〇までの二の一部及び一七六から一七八までと一体をなす国有地の一部、國信字下小原のうち一八一の一部、一八二、一八三の二の一部、一九〇の二の一部、一九一の一部及び一九三の二並びに一八一から一八三まで、一九〇、一九一及び一九三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに國信字白川二〇一の二、二〇一の二、二〇二の二、二〇三の二、二〇四の二、二〇五の二、二〇六</p>	

<p>國信字白川</p>	<p>國信字白川のうち二〇一の一、二〇一の二、二〇二の一、二〇三の一、二〇四の一、二〇五の一、二〇六から二〇八まで、二〇九の一、二一〇の一、二一一の一、二一二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>から二〇八まで、二〇九の一、二一〇の一の一部、二一一の一の一部、二一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>國信字山崎</p>	<p>國信字山崎のうち二二七の一、二二八の一、二二九の一、二二九の二、二二〇の一、二二二、二二三、二三四の一、二三五の三、二三四の一及び二三四の三並びに二二九、二二九の二、二三〇、二三一、二三二、二三三の一、二三四の一及び二三四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>國信字山崎二二一の一部、二二二、二二三の一、二二三の三、二三四の一及び二三四の三並びに二二九、二二九の二、二三〇、二三一、二三二、二三三の一、二三四の一及び二三四の二と一体をなす国有地の一部、國信字下平ノ前のうち二三五の一の一部、二三六の一の一部、二三六の三、二三七、二三八から二四一までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二三五の一及び二三六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに國信字中平ノ前二四五の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二四五の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>國信字上平ノ前</p>	<p>國信字山崎二三一の一部及びこれと一体をなす国有地、國信字下平ノ前二三九から二四一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、國信字中平ノ前二四二から二四四まで、二四五の一の一部、二四五の二の一部、二四六、二四七、二四八から二五〇までの一部、二五一及びこれらと一体をなす国有地の一部、國信字上平ノ前二五二の一部、二五三、二五四、二五五の一部、二五六の一部及び二六五の一部並びに二五二から二五七まで及び二六五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>國信字御領田四五の一、四六の一部、四七、四八の一部及び四九の一部並びに四五から四七までと一体をなす国有地の一部、國信字串作五七の一部、五八、五九の一、五九の二、六〇、六一、六二、六三、六四の一、六四の三、六五の一の一部、六五の四、六六の一の一部、六七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五七、六四の三、六五の二及び六七と一体をなす国有地の一部、國信字上小原一五三の一及び一五三の二と一体をなす国有地の一部、國信字近網一五五の一、一五五の四、一五六の一、一五七、一五八、一五九の一、一五九の三、一六四の一、一六四の三、一六五の一、一六五の二、一六五の三、一六六、一六七の一、一六七の三、一六八の一及びこれらと一体をなす国有地、國信字下平ノ前二三五の一の一部、二三六の一の一部、二三六の三、二三七、二三八の一部、二三九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三五の一及び二三</p>
<p>國信字下平ノ前</p>	<p>國信字山崎二三一の一部、二二二、二二三の一、二二三の三、二三四の一及び二三四の三並びに二二九、二二九の二、二三〇、二三一、二三二、二三三の一、二三四の一及び二三四の二と一体をなす国有地の一部、國信字下平ノ前のうち二三五の一の一部、二三六の一の一部、二三六の三、二三七、二三八から二四一までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二三五の一及び二三六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに國信字中平ノ前二四五の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二四五の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>國信字山崎二三一の一部、二二二、二二三の一、二二三の三、二三四の一及び二三四の三並びに二二九、二二九の二、二三〇、二三一、二三二、二三三の一、二三四の一及び二三四の二と一体をなす国有地の一部、國信字下平ノ前のうち二三五の一の一部、二三六の一の一部、二三六の三、二三七、二三八から二四一までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二三五の一及び二三六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに國信字中平ノ前二四五の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二四五の二と一体をなす国有地の一部</p>

<p>六の一と一体をなす国有地の一部、國信字中平ノ前二四四の一部、二四五の一の一部、二四五の二の一部、二四八の一部、二四九の一部及び二五〇の一部並びに二四四、二四五の一、二四五の二及び二四八から二五〇までと一体をなす国有地の一部、國信字上平ノ前二五二の一部、國信字六反田のうち二六七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、國信字堂庭二七六の一、二七六の二、二七六の三、二七七から二八三まで、二八四の一部、二八六から二八九までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二八三及び二八四と一体をなす国有地の一部、國信字辻堂三〇一の二の一部、三〇二、三〇三の一部及び三〇四の一部並びに國信字杉ノ前四四と一体をなす国有地の一部</p>	<p>國信字九反田</p>
<p>六の一と一体をなす国有地の一部、國信字中平ノ前二四四の一部、二四五の一の一部、二四五の二の一部、二四八の一部、二四九の一部及び二五〇の一部並びに二四四、二四五の一、二四五の二及び二四八から二五〇までと一体をなす国有地の一部、國信字上平ノ前二五二の一部、國信字六反田のうち二六七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、國信字堂庭二七六の一、二七六の二、二七六の三、二七七から二八三まで、二八四の一部、二八六から二八九までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二八三及び二八四と一体をなす国有地の一部、國信字辻堂三〇一の二の一部、三〇二、三〇三の一部及び三〇四の一部並びに國信字杉ノ前四四と一体をなす国有地の一部</p>	<p>國信字中平ノ前二五〇の一部及びこれと一体をなす国有地、國信字上平ノ前二五二の一部、二六一の一部、二六二から二六四まで、二六五の一部、二六六及びこれらと一体をなす国有地並びに二五二、二六一及び二六五と一体をなす国有地の一部、國信字六反田二六七の一部及びこれと一体をなす国有地、國信字堂庭二八四の一部、二八五、二八六から二八九までの一部、二九〇から二九五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに二八三及び二八四と一体をなす国有地の一部、國信字辻堂二九六から三〇〇まで、三〇一の二の一部、三〇一の二の一部、三一一の一部、三一二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇一の一及び三一一と一体をなす国有地の一部、國信字樋ノ口四五三</p>

<p>國信字辻堂</p>	<p>の二の一部、四五四の一部、四五五、四五六、四五七の一、四五七の二、四五八から四六二まで及びこれらと一体をなす国有地並びに四五三及び四五四と一体をなす国有地の一部、國信字九反田のうち四七二の一部、四七四の一部、四七五の一部、四七六から四七八まで並びに四七二及び四七四から四七八までと一体をなす国有地の一部以外の区域、國信字大洞四七九の一部、四八〇の一部、四八二から四八四までの一部、四八五、四八六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに國信字五反田五八九から五九二までの一部</p>
<p>國信字代官給</p>	<p>國信字杉ノ前四〇の一部及び四〇と一体をなす国有地の一部、國信字辻堂のうち二九六から三〇〇まで、三〇一の二の一部、三〇一の二の一部、三〇二、三〇三の一部、三〇四の一部、三一一の一部及び三一二の一部並びに二九七から三〇〇まで、三〇一の一、三一一及び三一二と一体をなす国有地の一部以外の区域、國信字代官給三一六の一部及び三一六と一体をなす国有地、國信字北ノ門四五五と一体をなす国有地の一部、國信字五反田五九一の一部、五九二の一部、五九三、五九四、五九五の一部、五九九の一部、六〇〇の一部、六〇一の一部、六〇二、六〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに國信字倉垣七五九の一部</p>
<p>國信字代官給</p>	<p>國信字代官給のうち三一六の一部及び三一六と一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>國信字北ノ門</p>	<p>國信字北ノ門のうち四四五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>國信字大洞</p>	<p>國信字大洞のうち四七九から四八四までの一部、四八五、四八六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、國信字朋式のうち四九四の一部、四九五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、國信字上野々前四八九から四九二までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四八九と一体をなす国有地の一部、國信字炭焼五二二から五一一まで、五一六の一部、五一七の一部、五二〇の二の一部、五二〇の三の一部、五二一の二、五二一の三、五二一の四、五二一の五、五二二の二、五二二の三、五二二の四、五二二の五、五二二の六、五二二の七、五二二の八、五二二の九、五二二の十、五二二の十一、五二二の十二、五二二の十三、五二二の十四、五二二の十五、五二二の十六、五二二の十七、五二二の十八、五二二の十九、五二二の二十、五二二の二十一、五二二の二十二、五二二の二十三、五二二の二十四、五二二の二十五、五二二の二十六、五二二の二十七、五二二の二十八、五二二の二十九、五二二の三十、五二二の三十一、五二二の三十二、五二二の三十三、五二二の三十四、五二二の三十五、五二二の三十六、五二二の三十七、五二二の三十八、五二二の三十九、五二二の四十、五二二の四十一、五二二の四十二、五二二の四十三、五二二の四十四、五二二の四十五、五二二の四十六、五二二の四十七、五二二の四十八、五二二の四十九、五二二の五十、五二二の五十一、五二二の五十二、五二二の五十三、五二二の五十四、五二二の五十五、五二二の五十六、五二二の五十七、五二二の五十八、五二二の五十九、五二二の六十、五二二の六十一、五二二の六十二、五二二の六十三、五二二の六十四、五二二の六十五、五二二の六十六、五二二の六十七、五二二の六十八、五二二の六十九、五二二の七十、五二二の七十一、五二二の七十二、五二二の七十三、五二二の七十四、五二二の七十五、五二二の七十六、五二二の七十七、五二二の七十八、五二二の七十九、五二二の八十、五二二の八十一、五二二の八十二、五二二の八十三、五二二の八十四、五二二の八十五、五二二の八十六、五二二の八十七、五二二の八十八、五二二の八十九、五二二の九十、五二二の九十一、五二二の九十二、五二二の九十三、五二二の九十四、五二二の九十五、五二二の九十六、五二二の九十七、五二二の九十八、五二二の九十九、五二二の百</p>
<p>國信字炭焼</p>	<p>國信字炭焼のうち五一一から五一一五まで、五一六の一部、</p>
<p>國信字笠原</p>	<p>五一七の一部、五二〇の二の一部、五二〇の三の一部、五二一の二の一部、五二一の三の一部、五二一の四、五二一の五、五二一の六、五二一の七、五二一の八、五二一の九、五二一の十、五二一の十一、五二一の十二、五二一の十三、五二一の十四、五二一の十五、五二一の十六、五二一の十七、五二一の十八、五二一の十九、五二一の二十、五二一の二十一、五二一の二十二、五二一の二十三、五二一の二十四、五二一の二十五、五二一の二十六、五二一の二十七、五二一の二十八、五二一の二十九、五二一の三十、五二一の三十一、五二一の三十二、五二一の三十三、五二一の三十四、五二一の三十五、五二一の三十六、五二一の三十七、五二一の三十八、五二一の三十九、五二一の四十、五二一の四十一、五二一の四十二、五二一の四十三、五二一の四十四、五二一の四十五、五二一の四十六、五二一の四十七、五二一の四十八、五二一の四十九、五二一の五十、五二一の五十一、五二一の五十二、五二一の五十三、五二一の五十四、五二一の五十五、五二一の五十六、五二一の五十七、五二一の五十八、五二一の五十九、五二一の六十、五二一の六十一、五二一の六十二、五二一の六十三、五二一の六十四、五二一の六十五、五二一の六十六、五二一の六十七、五二一の六十八、五二一の六十九、五二一の七十、五二一の七十一、五二一の七十二、五二一の七十三、五二一の七十四、五二一の七十五、五二一の七十六、五二一の七十七、五二一の七十八、五二一の七十九、五二一の八十、五二一の八十一、五二一の八十二、五二一の八十三、五二一の八十四、五二一の八十五、五二一の八十六、五二一の八十七、五二一の八十八、五二一の八十九、五二一の九十、五二一の九十一、五二一の九十二、五二一の九十三、五二一の九十四、五二一の九十五、五二一の九十六、五二一の九十七、五二一の九十八、五二一の九十九、五二一の百</p>
<p>國信字蘭免</p>	<p>國信字蘭免のうち五五四の一、五五五、五五六、五五七の一、五五七の三、五五八から五六二まで、五六三の一、五六四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>國信字柳田</p>	<p>國信字蘭免五五五の一部、五六〇の一部、五六一の一部、五六二の一部、五六三の一部及び五六四の一並びに五五五、五六〇から五六二まで、五六三の一及び五六四の一</p>
<p>國信字笠原</p>	<p>國信字笠原のうち五二八の一、五二九の一、五三〇、五三一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>國信字蘭免</p>	<p>國信字蘭免のうち五五四の一、五五五、五五六、五五七の一、五五七の三、五五八から五六二まで、五六三の一、五六四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>國信字柳田</p>	<p>國信字蘭免五五五の一部、五六〇の一部、五六一の一部、五六二の一部、五六三の一部及び五六四の一並びに五五五、五六〇から五六二まで、五六三の一及び五六四の一</p>

<p>國信字後戸</p>	<p>と一体をなす国有地の一部、國信字柳田のうち五六五の の一部、五六六の一部、五六七の一部、五七七から五七九 までの一部、五八〇、五八一の一部及び五八二並びに五六 七及び五七七から五八一までと一体をなす国有地の一部以 外の区域、國信字五反田五八四の一部、五八五の一部、五 八六、五八七の一部、五九〇の一部、五九一の一部、五九 五の一部、五九六から五九八まで、五九九から六〇一まで の一部、六〇三の一部、六〇五の一部、六〇六、六〇七及 びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五八四及び五八 七と一体をなす国有地の一部、國信字後戸六〇八の一、六 〇八の二の一部、六〇九から六一二までの一部及び六二六 から六二八までの一部並びに六〇九、六二六及び六二七と 一体をなす国有地の一部、國信字倉垣七五八の一部及び七 五九の一部並びに末長字川添二五六の二の一部</p>
<p>國信字後戸</p>	<p>國信字柳田五六五の二の一部、五六六の一部及び五六七 の一部並びに五六七と一体をなす国有地の一部、國信字五 反田六〇四及び六〇五の一部並びに六〇一及び六〇三から 六〇五までと一体をなす国有地の一部、國信字後戸のうち 六〇八の一、六〇八の二の一部、六〇九から六一二までの 一部及び六二六から六二八までの一部並びに六〇九、六二 六及び六二七と一体をなす国有地の一部以外の区域、國信 字宮ノ前六三四の一及び六三五の一、末長字宮頭二二三の 五、二三四の一、二三五及び二三六の一並びに二三四の一、 二三四の二、二三五、二三六の一、二三六の三及び二三六</p>

<p>國信字宮ノ前</p>	<p>の四と一体をなす国有地の一部、末長字後戸二三八の二、 二三九及び二四〇の一並びに末長字川添二五六の二の一部</p>
<p>國信字馬留</p>	<p>國信字宮ノ前のうち六三四の一、六三五の一、六八四の 三の二、六八六の一、六八六の二の一部、六八八から六 九〇まで、六九二の一、六九三の二、六九三、六九五から 七〇〇まで、七〇一の一部、七〇五の一部及びこれらと一 体をなす国有地以外の区域、國信字上宇立七〇七の一部、 七〇八から七一三まで、七一四の一部、七一次一、七二 五の一部及び七二六の一部並びに七〇七から七一三まで、 七二四、七二五及び七二六と一体をなす国有地の一部、國 信字馬留七二八の一部、七二九の一部、七三〇、七三一の 一部、七三二から七三六まで、七三七の一、七三七の二、 七三七の三、七三七の四、七三八の一部、七三九の一部、 七四〇、七四一、七四四及びこれらと一体をなす国有地並 びに七三五、七三六、七三七の三、七三七の四、七三九か ら七四一まで、七四二の一、七四三の一、七四三の二、七 四四、七四五の一、七四五の四及び七四五の五と一体をな す国有地の一部、國信字片平八〇九の一部及び八二〇の一 部並びに八〇九及び八一〇と一体をなす国有地の一部並び に國信字下宇立八二二の一部及び八二二と一体をなす国有 地の一部</p>
<p>國信字馬留</p>	<p>國信字馬留のうち七二七から七三六まで、七三七の一、 七三七の二、七三七の三、七三七の四、七三八から七四一 まで、七四四及びこれらと一体をなす国有地並びに七三五、</p>

<p>國信字倉垣</p>	<p>七三六、七三七の三、七三七の四、七三九から七四一まで、七四二の一、七四三の一、七四三の二、七四四、七四五の一、七四五の四及び七四五の五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>國信字片平</p>	<p>國信字馬留七三二の一部、七三八の一部及び七三九の一部、國信字片平のうち八〇九から八一四まで的一部、八一五から八一七まで、八一八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八〇九及び八一〇と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに國信字吹揚八九八の一部、九〇八の一部、九〇九の一部、九一〇及び九一一の一部並びに八九八及び九〇八から九一一までと一体をなす国有地の一部</p>
<p>國信字上字立</p>	<p>國信字上字立七二六の一部、國信字馬留七二七、七二八の一部、七二九の一部、七三一の一部、七三八の一部及びこれらと一体をなす国有地、國信字片平八一から八一三まで的一部、八一五の一部、八一六の一部、八一七、八一八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに國信字向畑八四四の三、八四四の四及び八四五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>國信字下字立</p>	<p>國信字上字立七二六の一部並びに國信字下字立八一九、八二〇、八二一の一部及び八二二の一部並びに八二〇から八二二までと一体をなす国有地の一部</p>
<p>國信字向畑</p>	<p>國信字下字立八二二の一部及び八二六の一部、國信字向畑のうち八二七の一部、八三四の一及び八三五の二並びに八二七、八三四の一、八三五の二、八四四の三、八四四の四及び八四五から八四八までと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに末長字菅田一八四の一の一部、一八五の二の一部及び一八六の一の一部</p>
<p>國信字吹揚</p>	<p>國信字片平八一三から八一六まで的一部及びこれらと一体をなす国有地、國信字吹揚のうち八九八の一部、九〇八の一部、九〇九の一部、九一〇及び九一一の一部並びに八九八及び九〇八から九一一までと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに國信字向畑八四四の四、八四六、八四七及び八四八と一体をなす国有地の一部</p>
<p>國信字四反田</p>	<p>田國信字四反田のうち一〇四〇の一の一部以外の区域、國信字船磯一〇四七の一部、一〇四八の一部、一〇五〇の一部、一〇五四内第一の一部、一〇五七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇五〇と一体をなす国有地の一部、末吉字濱手四九八の一部、四九九の一部、五〇〇の一部、五〇八の一の一部、五〇八の二の一部、五一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに末吉字北原五二二の一部及び五二三の一部</p>
<p>國信字船磯</p>	<p>國信字四反田一〇四〇の一の一部、國信字船磯のうち一〇四七の一部、一〇四八の一部、一〇五〇の一部、一〇五〇</p>

<p>國信字澤添</p>	<p>國信字船磯一〇五五の一部、一〇六二の一部、一〇六五の一部、一〇六六の一部、一〇六七、一〇六八の一部及び一〇六九の一部並びに一〇五五及び一〇六六から一〇六九までと一体をなす国有地の一部、國信字澤添のうち一〇七〇の一部、一〇七一の一部、一〇七二の二の一部、一〇七三の一部、一〇七四の一部、一〇七五の一、一〇七五の三、一〇七五の四、一〇八四の一部、一〇八五の一部及び一〇八七から一〇九一までの一部並びに一〇八四、一〇八五及び一〇八七から一〇九一までと一体をなす国有地の一部以外の区域、國信字廣田一一〇九の一部並びに國信字瀬崎一一二二の一部及び一一二三の一部並びに一一二二及び一一三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>國信字廣田</p>	<p>國信字宮ノ本二〇の一、二〇の二、二一の一及び二二並びに一九、二〇の一、二〇の二、二二の一、二二から二四</p>
<p>國信字瀬崎</p>	<p>國信字船磯一〇六五の一部及び一〇六六の一部、國信字添一〇八八の一部及び一〇八九の一部並びに一〇八八及び一〇八九と一体をなす国有地の一部、國信字廣田一一〇五の一部、一一〇六の一部、一一〇七、一一〇八、一一〇九の一部及び一一一〇、國信字瀬崎のうち一一二二の一部、一一一三の一部、一一一四の一部及び一一一六の二の一部並びに一一二二から一一二四まで及び一一一六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、國信字繩手一一三一、一一三二の一部、一一三三、一一三四の一部、一一五〇の二の一部、一一五一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに國信字塩吹一一七二の一部、一一七四の一部、一一七</p>
<p>國信字瀬崎</p>	<p>まで、二六の三及び二七の五と一体をなす国有地の一部、國信字上佃八四の一部、八五、八六、八七の一部及びこれらと一体をなす国有地、國信字澤添一〇八四の一部、一〇八五の一部、一〇八七の一部及び一〇八九から一九一までの一部並びに一〇八四、一〇八五、一〇八七及び一〇八九から一九一までと一体をなす国有地の一部、國信字廣田のうち一一〇五の一部、一一〇六の一部、一一〇七、一一〇八、一一〇九の一部及び一一一〇並びに國信字繩手一一三四の一部、一一三五、一一三六の二、一一三六の三、一一三六の四、一一三六の五、一一三七から一一四五まで、一一四六の一部、一一四七、一一四八の一部、一一五〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一四八及び一一五〇の三と一体をなす国有地の一部</p>

<p>國信字塩吹</p>	<p>七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>所子字下傍示</p>	<p>國信字繩手一一三二の一部、一一三四の一部、一一四八の一部、一一四九の一部、一一五〇の一部、一一五〇の二の一部、一一五〇の三の一部及び一一五二の一部並びに一一四八、一一四九、一一五〇の二及び一一五〇の三と一体をなす国有地の一部、國信字尾原一一五二、一一五三の一部、一一五三の二の一部及び一一六〇の一部並びに一一五二及び一一五三の二と一体をなす国有地の一部並びに國信字塩吹のうち一一六三から一一六五まで、一一六六から一一六九までの一部、一一七二の一部、一一七四の一部、一一七七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>所子字原ノ前</p>	<p>所子字下傍示のうち五九一の二、五九三の一、五九四の二、五九六の一、五九七の一、五九九から六〇一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>上野字荒神前</p>	<p>所子字原ノ前のうち六〇三の二及び六〇三の四並びに六〇二の一、六〇三の二、六〇三の三及び六〇三の四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>上野字篠ノ下</p>	<p>上野字五反田二九七の二の一部、二九八から三〇二までの一部及び三〇七の一部並びに二九六、二九七の一、二九七の二、二九八から三〇〇まで及び三〇七と一体をなす国有地の一部</p>
<p>上野字五反田</p>	<p>上野字篠ノ下のうち二七六の一部、二七七の一、二七七の二、二七八から二八一まで、二八二の一部、二八六の一部、二八九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、上野字五反田二九一、二九二の一部、二九五の一部、二九六、二九七の一、二九七の二の一部、二九八の一部及び二九九の一部並びに二九一、二九二、二九五、二九六、二九七の二、二九八及び二九九と一体をなす国有地の一部、上野字菅澤三二九から三三二までの一部、三三三、三三四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三四と一体をなす国有地の一部並びに上野字平ノ前三三八の一の一部及び三三八の二並びに三三八の一及び三三九と一体をなす国有地の一部</p>
<p>上野字荒神前</p>	<p>上野字荒神前一七一の一部並びに一七〇の一と一体をなす国有地の一部、上野字篠ノ下二八六の一部及び二八九の一部、上野字五反田のうち二九一、二九三の一部、二九五の一部、二九六、二九七の一、二九七の二、二九八、二九九から三〇二までの一部及び三〇七の一部並びに二九一、二九二、二九五、二九六、二九七の一、二九七の二、二九八から三〇〇まで及び三〇七と一体をなす国有地の一部以外の区域、上野字菅澤三二三、三二四、三二五の二、三一</p>

<p>上野字平ノ前</p>	<p>五の二、三一六から三一八まで、三一九の一部、三一九内第一、三一九内第二、三二〇の一部、三二四の一部、三二五から三二八まで、三二九から三三二までの一部、三三四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三一九、三二〇、三二四及び三三四と一体をなす国有地の一部、國信字九反田四七八の一部及びこれと一体をなす国有地、國信字大洞四七九から四八一までの一部及び四七九から四八一までと一体をなす国有地の一部、國信字上野々前四八九から四九二までの一部、四九三及びこれらと一体をなす国有地の一部、國信字崩式四九四の一部及び四九五の一部、國信字炭焼五二四の一部及び五二五の二の一部並びに五二四及び五二五の二と一体をなす国有地の一部、所子字下傍示五九一の二、五九四の二の一部、五九六の一、五九七の一、五九九から六〇一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに所子字原ノ前六〇三の二及び六〇三の四並びに六〇二の一、六〇三の二、六〇三の三及び六〇三の四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>上野字菅澤三一九の一部、三二〇の一部、三二一から三二四まで、三二四の一部及び三三四の一部並びに三一九から三二四まで及び三三四と一体をなす国有地の一部、上野字平ノ前のうち三三八の二の一部及び三三八の二並びに三三八の一及び三三九と一体をなす国有地の一部以外の区域、國信字上平ノ前二五五から二五七までの一部、二五八から二六〇まで、二六一の一部、二六四の一部及び二六五の二</p>	<p>部並びに二五五から二五七まで、二五九から二六一まで、二六四及び二六五と一体をなす国有地の一部、國信字九反田四七二の一部、四七四の一部、四七五の一部、四七六、四七七及び四七八の一部並びに四七二及び四七四から四七八までと一体をなす国有地の一部、國信字大洞四七九の一部及び四八〇の一部、福尾字上大屋二の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに福尾字下大屋三八九の二</p>
<p>福尾字上大屋</p>	<p>福尾字上大屋のうち二の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>福尾字下大屋</p>	<p>福尾字下大屋のうち三八九の一以外の区域</p>
<p>末吉字出口</p>	<p>末吉字出口のうち六から八までの一部、一一の一部、一二、一三の二の一部、一八の一部、一九、二〇及び二七並びに一二、一三の二、一八から二〇まで、二三、二五及び二七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>末吉字垣ノ内</p>	<p>末吉字垣ノ内のうち二八、二九の一、三〇の一、三一の一、三二の二及び四一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>末吉字洞ノ上</p>	<p>末吉字洞ノ上のうち四三、四四、四五の一部、四六、四七の二</p>

末吉字池田	<p>末吉字洞ノ上五〇の一部及び五二の一部並びに四八から五〇まで及び五二と一体をなす国有地の一部、末吉字前南のうち五九、六〇から六二までの一部、六四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、末吉字伽藍六八から七〇までの一部、七三から七五までの一部、七六、七七の一部、七八の一部及びこれらと一体をなす国有地、末吉字中南のうち八四の一部、八五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、末吉字先南八七から八九までの一部、九二の一部、九三の一、九三の二、九四の一部、九五の一部、九七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九四及び九七と一体をなす国有地の一部、末長字佐右衛門塚一二七の一部、一二八の一部、一二九、一三〇の一部及び一三一の一部並びに一二八から一三一までと一体をなす国有地の一部並びに末長字森久一四七から一五一までの一部、一五二の一、一五二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四八及び一五一と一体をなす国有地の一部</p> <p>末吉字前南六四の一部、末吉字中南八四の一部、八五の一部及びこれらと一体をなす国有地、末吉字先南八六の一</p>	<p>末吉字先南</p> <p>一部、五〇の一部、五二の一部、五八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四八から五〇まで及び五二と一体をなす国有地の一部以外の区域、末吉字前南五九の一部及び六〇の一部、末吉字伽藍六八の一部、六九の一部及び七〇の一部並びに末吉字室町一三三、一三四及び一三五と一体をなす国有地の一部</p>
末吉字向田	<p>末吉字出口六から八までの一部、一一の一部、一二、一三の一の一部、一八の一部、一九及び二〇並びに二二、一三の一、一八から二〇まで及び二三と一体をなす国有地の一部、末吉字洞ノ上五八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>末吉字向田</p> <p>末吉字前南六〇から六二までの一部、六四の一部及びこれらと一体をなす国有地、末吉字池田一一五の一部、一一八の一部、一一九及びこれらと一体をなす国有地、末吉字室町のうち一二三から一二六までの一部、一三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、末吉字向田一三一の一部及びこれらと一体をなす国有地、末吉字澤田一四八の一部、一四九の一部、一五〇、一五一から一五五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、末吉字森外一六三の一部、一六四、一六五及びこれらと一体をなす国有地、末吉字出領一六六、一六七の一の一部、一六七の二の一部、一七〇の一部、一七一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに末吉字上宮原二一九の一部、二二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>末吉字室町</p> <p>部及び八七の一部、末吉字池田のうち一〇四から一〇六まで、一〇七から一〇九までの一部、一一五の一部、一一八の一部、一一九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに末吉字出領一六七の一の一部、一六七の二の一部、一六八、一六九、一七〇の一部、一七一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

末吉字出領	地、末吉字前南五九の一部及び六〇の一部、末吉字室町一二三から一二六までの一部、一三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、末吉字向田のうち一三二の一部並びに一三一及び一三三から一三五までと一体をなす国有地の一部以外の区域、國信字澤田一四八の一部、一四九の一部、一五一から一五五までの一部、一五六から一六一まで及びこれらと一体をなす国有地、末吉字森外一六二、一六三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに末吉字細工柿四一六から四一八までの一部、四一九から四二一まで及び四二二の一部並びに四一八から四二二まで及び四二七と一体をなす国有地の一部
末吉字片平	末吉字片平のうち一七五、一七八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
末吉字上宮原	原末吉字上宮原のうち二一九の一部、二二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
末吉字細工柿	末吉字細工柿のうち四一六から四一八までの一部、四一九から四二二まで及び四二二の一部並びに四一八から四二二まで及び四二七と一体をなす国有地の一部以外の区域
末吉字大塚	末吉字大塚のうち四四六の二、四四七の一部及び四四八の三以外の区域

末吉字濱手	末吉字大塚四四六の二、四四七の一部及び四四八の三、末吉字濱手のうち四九八から五〇〇までの一部、五〇八の二の一部、五〇八の二の一部、五一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
末吉字北原	末吉字北原のうち五二二の一部及び五二二の一部以外の区域
末長字堀ノ上	末長字堀ノ上のうち二二二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、末長字佐右衛門塚二二二の一の一部、二二二の二の一部、二二二の三、二二三、二二四の二の一部、二二四の二、二二五、二二六の一部、二二七の一部、二二八の一部、二二九、二三〇の一部、二三〇の二の一部、二三〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二二の一、二二三の二及び二二三の三と一体をなす国有地の一部並びに唐王字洞瀬二五九の一の一部、二六〇の二の一部、二六〇の四、二六一の一、二六二の二の一部、二六二の二、二六八の一の一部、二六八の二の一部及び二六九の二の一部並びに二五九の一、二六〇の四、二六一の一、二六二の一、二六二の二、二六七の一、二六八の一及び二六八の二と一体をなす国有地の一部
末長字佐右衛門塚	末長字佐右衛門塚二二三の二の一部、二二三の二の一部、一三〇の一部、一三三の二の一部、一三三の二の一部及び一三三の三の一部並びに二二二の一、一三〇、一三三の二、一三三の三及び一三三の三と一体をなす国有地の一部

<p>末長字森久</p>	<p>末長字森久のうち一四七から一五一までの一部、一五二の二、一五二の二の一部、一六八の四の一部、一六八の五の一部、一七〇の二の一部、一七〇の二の一部、一七〇の三の一部、一七六の一部、一七七、一七八、一七九の一部、一八〇の一部、一八一の二の一部、一八一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四八及び一五一と一体をなす国有地の一部以外の区域、末長字菅田一八八の二と一体をなす国有地の一部並びに末吉字伽藍七〇の一部、七一、七十二、七三から七五までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>末長字菅田</p>	<p>末長字森久一六八の四の一部、一六八の五の一部、一七〇の二の一部、一七〇の二の一部、一七〇の三の一部、一七〇の四の一部、一七七、一七八、一七九の一部、一八〇の一部、一八一の二の一部、一八一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、末長字菅田のうち一八四の二の一部、一八五の二の一部、一八六の二の一部、一八七の二の一部、一八八の二の一部、一八九から一九四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一八八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、末吉字洞ノ上四三、四四、四五の一部、四六、四七の一部及びこれらと一体をなす国有地、末吉字伽藍七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに國信字向畑八三四の二及び八三五の二並びに八三四の二、八三四の三、八三五の二及び八三五の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>末長字片吹</p>	<p>末長字菅田一八六の二の一部、一八七の二の一部、一八八の二の一部、一八九から一九四まで及びこれらと一体をなす国有地、末長字片吹のうち二二三の一部、二二二の一部、二二二の二の一部及び二二四の一部並びに二二〇の二、二二一、二二二、二二三及び二二四と一体をなす国有地の一部以外の区域、國信字上字立七〇七の一部、七一四の一部、七二五から七二四まで、七二五の一部、七二六の一部及びこれらと一体をなす国有地、國信字下字立八二二の一部、八二二の一部、八二三、八二三内第一、八二四、八二四内第一、八二五及び八二六の一部並びに七〇七、七一四から七一九まで、七二一から七二三まで、七二五及び七二六と一体をなす国有地の一部並びに國信字向畑八二七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>末長字門田</p>	<p>末長字片吹二二三の一部、二二二の一部、二二二の二の一部及び二二四の一部並びに二二〇、二二三、二二二、二二二及び二二四と一体をなす国有地の一部、末長字門田のうち二二五の二の一部及び二二六の二の一部以外の区域、國信字宮ノ前七〇〇の一部及び七〇一の一部並びに七〇〇と一体をなす国有地の一部並びに國信字上字立七〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>末長字宮頭</p>	<p>末長字門田二二五の二の一部及び二二六の二の一部、末長字宮頭のうち二二三の五、二三四の二、二三五及び二三六の二並びに二三四の二、二三四の二、二三五、二三六の二</p>

	<p>一、二三六の三及び二三六の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、國信字官ノ前六八四の三の一部、六八六の一、六八六の二の一部、六八八から六九〇まで、六九二の一、六九二の二、六九三、六九五から六九九まで、七〇〇の一部、七〇一の一部、七〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに國信字上字立七〇七と一体をなす国有地の一部</p>	<p>末長字後戸</p>	<p>末長字後戸のうち二三八の二、二三九及び二四〇の一以外の区域</p>	<p>末長字川添</p>	<p>末長字川添のうち二五六の二以外の区域</p>	<p>唐王字洞瀬</p>	<p>唐王字洞瀬のうち二五九の一の一部、二六〇の一の一部、二六〇の四、二六一の一、二六二の一の一部、二六二の二、二六八の一の一部、二六八の二、二六九から二七八まで、二七九の一の一部、二八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六二の一、二六二の二、二六七の一及び二六一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに唐王字下清水二八一の一部、二八二の一部、二八三の一の一部、二八九の一の一部、二八九の二、二八九の三の一部、二九〇の一の一部及び二九一の一の一部並びに二八二、二八三の一、二八三の二、二八九の一、二八九の二、二八九の三、二八九の六、二九〇の一及び二九一の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>唐王字下清水</p>	<p>唐王字下清水のうち二八一、二八二、二八三の一、二八</p>
<p>稲光字下河原</p>	<p>四の一、二八四の二の一部、二八五の二、二八六の一の一部、二八六の二の一部、二八七の一部、二八九の一の一部、二八九の二、二八九の三の一部、二九〇の一の一部及び二九一の一の一部並びに二八二、二八三の一、二八三の二、二八四の二、二八六の一、二八九の一、二八九の二、二八九の三、二八九の六、二九〇の一及び二九一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに稲光字洞瀬三二二の二の一部、三二二の一、三二二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>稲光字川向</p>	<p>稲光字川向三二二の一の一部並びに二一八、二一九の一、二一九の二、二二一の一及び二二二の二と一体をなす国有地の一部、稲光字下河原の全域、稲光字大洞瀬二五三から二五七までの一部及びこれらと一体をなす国有地、末吉字先南八六の一部、八七の一部、一〇二の一部、一〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地、末吉字池田一〇四から一〇六まで、一〇七から一〇九までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに末吉字片平一七五、一七八及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>稲光字川向</p>	<p>稲光字川向のうち二二二の一並びに二一八、二一九の一、二一九の二、二二一の一及び二二二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>稲光字大洞瀬</p>	<p>稲光字川向三二二の一の一部及び二二二の二と一体をなす国有地の一部、稲光字鼠ノ尾の全域、稲光字大洞瀬のうち</p>		

<p>稲光字上河原</p>	<p>ち二五三から二五七までの一部、二六九の二、二六九の三の一部、二七〇及びこれらと一体をなす国有地並びに二六九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、稲光字上河原二八八の一、二八九の二及び二八九の五、末吉字伽藍七七の一部及び七八の一部、末吉字先南のうち八六から八九までの一部、九二の一部、九三の一、九三の二、九四の一部、九五の一部、九七の一部、一〇二の一部、一〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九四及び九七と一体をなす国有地の一部以外の区域、末長字佐右衛門塚二四の四の一部及び二二六から二二八までの一部並びに二二四の四の一、二二六から二二八まで及び一三一と一体をなす国有地の一部、唐王字洞瀬二六八の一の一部、二六八の二の一部、二六九の一部、二七〇から二七八まで、二七九の一部、二八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに唐王字下清水二八一の一部、二八二の一部、二八三の一部、二八四の一及び二八五の二</p>
<p>稲光字上河原</p>	<p>稲光字大洞瀬二六九の二、二六九の三の一部、二七〇及びこれらと一体をなす国有地並びに二六九の三と一体をなす国有地の一部、稲光字上河原のうち二八八の一、二八九の二、二八九の五及び二九四の二並びに二九四の二及び三〇一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、唐王字下清水二八四の二の一部、二八六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>稲光字王子ノ上</p>	<p>稲光字上河原二九四の二並びに二九四の二及び三〇一の一と一体をなす国有地の一部、稲光字王子ノ上の全域、稲光字洞瀬三二一の二の一部及び三二一の二と一体をなす国有地の一部並びに唐王字下清水二八六の二の一部及び二八七の一部</p>
<p>稲光字洞瀬</p>	<p>稲光字洞瀬のうち三二一の二、三二二の一及び三二二の二並びに三二二の二及び三二二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>國信字杉ノ前、國信字下佃、國信字中坪、國信字中平ノ前、國信字堂庭、國信字樋ノ口、國信字上野々前、國信字崩式、國信字五反田、國信字繩手、國信字尾原、上野字菅澤、末吉字前前、末吉字伽藍、末吉字中南、末吉字澤田、末吉字森外、稲光字鼠ノ尾</p>

鳥取県告示第五百四十三号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条及び第百七十七条第一項並びに第百八十条の規定に基づき、昭和五十二年度第二次自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和五十二年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 募集期間

昭和五十二年七月一日から昭和五十二年九月三十日まで

二 試験期日

募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定

する休日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市東町一丁目三〇五 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三二の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

ア 筆記試験(国語(作文を含む)、社会及び数学)

イ 身体検査

ウ 口述試験

エ 適性検査

鳥取県告示第五百四十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十二年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
片山 正 思	鳥医第二、一七九号	昭和五十二年七月四日

鳥取県告示第五百四十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
檀 田 真理子	鳥国業第三五三三号	昭和五十二年六月十四日
小 澤 寧 矩	鳥国業第三五四号	昭和五十二年六月二十九日

佐藤 隆二	鳥国医第二、二七八号	〃
片山 正思	鳥国医第二、一七九号	昭和五十二年七月四日

鳥取県告示第五百四十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十二年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十二年七月一日	野口内科医院	倉吉市西倉吉町二一ノ三〇
昭和五十二年七月一日	生協薬局	鳥取市末広温泉町二一一

鳥取県告示第五百四十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十二年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和五十二年六月三十日	生協薬局	鳥取市末広温泉町二一五

鳥取県告示第五百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、大山北部土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る国信地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百四十九号

昭和五十二年六月十一日付けで福部村から申請のあつた土地改良（宇倍野地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
- 昭和五十二年七月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線車尾線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市目久美町、大谷町、美吉、長砂町、奥谷及び宗像地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十二年七月二十日から昭和五十三年七月十九日まで

鳥取県告示第五百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、

道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十二年七月十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十二年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員		延長	
			変更前	変更後	メートル	メートル		
一般国道	百七十八号	岩美郡岩美町大字陸上字船揚場一、九〇一番地先から同大字字河原田九九七番一 地先まで	二二・〇〇	二二・〇〇	—	—	—	—
県道	陸上岩井線	岩美郡岩美町大字陸上字東屋敷一、〇〇四番五地先から同大字字河原田九九三番二地先まで	四・〇〇	四・〇〇	—	—	—	—
			八・〇〇	八・〇〇	—	—	—	—
			一八・〇〇	一八・〇〇	—	—	—	—
			二七六・〇	二七六・〇	—	—	—	—
			二七六・〇	二七六・〇	—	—	—	—

鳥取県告示第五百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十二年七月十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十二年七月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	一般	国道	県道
路線名	百七十八号	陸上岩井線	
区間	岩美郡岩美町大字陸上字船揚場一、九〇一番地先から同大字字河原田九九九番まで一 地先まで	岩美郡岩美町大字陸上字東屋敷一、〇〇四番五地先から同大字字河原田九九三番一 地先まで	
供用開始の期日	昭和五十二年 七月十九日		〃

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)